

諮詢庁：厚生労働大臣

諮詢日：平成30年11月19日（平成30年（行情）諮詢第511号及び同第515号）

答申日：平成31年2月25日（平成30年度（行情）答申第449号及び同第450号）

事件名：白痴の診断基準、判断手続が記載されている文書の不開示決定（不存在）に関する件

精神分裂病の診断基準、判断手續が記載されている文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が、平成30年5月24日付け厚生労働省発子0524第3号及び同第11号により行った各不開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

第3 謝問庁の説明の要旨

諮詢庁の説明の要旨は、各理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成30年4月22日付け（同月24日受付）で処分庁に対して、法3条の規定に基づき、別紙に掲げる文書1及び文書2に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成30年6月1日付け（同月4日受付）で各審査請求を

提起したものである。

2 環境省としての考え方

各審査請求に関し、原処分を維持することが妥当であると考える。

3 理由

本件審査請求に係る開示請求は、別紙に掲げる文書1及び文書2について行われたものである

(1) 母子保健課では、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号。以下「組織令」という。）99条で規定されている事務を主に所管しているが、一般には「白痴の判断基準、手続き」及び「精神分裂病の判断基準、手続き」はこれに含まれず、別紙に掲げる文書1及び文書2を保有していないことに不自然・不合理な点はない。

(2) 一方で、母子保健課では優生保護法に係る対応を行っていることから、念のため、母子保健課内の資料は探したもの、別紙に掲げる文書1及び文書2に該当するような文書の存在は確認されなかった。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、「開示請求に係る行政文書を作成または取得している」として原処分の取消しを求める主張を行っているが、具体的な論拠は示されておらず、上記3のとおりであるため、審査請求人の主張は失当である。

5 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成30年11月19日 諮問の受理（平成30年（行情）諮問第511号及び同第515号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 平成31年1月17日 審議（同上）
- ④ 同年2月21日 平成30年（行情）諮問第511号及び同第515号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書1及び文書2である。

処分庁は、本件対象文書の各開示請求に対し、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、本件対象文書の保有の有無について、理由説明書（上記第

3の3)の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、おおむね以下のとおり説明し、原処分は妥当であるとする。

ア 本件各開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄には、「母子保健課における」の記載に続けて、それぞれ別紙に掲げる文書の名称が記載されていることから、諮問庁では、厚生労働省子ども家庭局母子保健課を所管課と判断した。

イ 母子保健課では、組織令99条で規定されている事務を主に所管しているが、一般には「白痴の判断基準、手続き」と「精神分裂病の判断基準、手続き」はこれに含まれず、別紙に掲げる文書1及び文書2を保有していないことに不自然・不合理な点はない。

ウ 一方で、母子保健課では優生保護法に係る対応を行っていることから、念のため、母子保健課内の資料は探したもの、別紙に掲げる文書1及び文書2に該当するような文書の存在は確認されなかった。

(2) 母子保健課において本件対象文書を保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、厚生労働省において本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

3 付言

本件各不開示決定通知書には、不開示とした理由について、「保有していない」旨記載されているところ、一般に、文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に、廃棄したのかなど、なぜ当該文書が存在しないかについても理由として示すことが求められる。

したがって、原処分における理由の提示は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点について留意すべきである。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 蒼葉裕子、委員 渡井理佳子

別紙（本件対象文書）

文書1 白痴の判断基準、手続きが記載されている文書

文書2 精神分裂病の判断基準、手続きが記載されている文書